

入院患者への面会のさらなる緩和について（並木病院）

新型コロナウイルス感染症が5類移行後も小康状態です。5類移行後に面会日、面会時間を限定し、入院患者様への面会制限を解除しましたが、現在の感染状況を勘案し、さらに面会日、面会時間の緩和を行います。

地域での感染状況（感染小康期か感染拡大期か）により再び面会制限を強化（禁止を含む）することもありますので、御承知下さい（並木病院ホームページで周知します、不明な場合は並木病院まで電話にてご確認下さい）。

尚、面会許可の要件を以下の通り設定致します。ワクチン接種者も含め、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底しながら患者様と面会なさして下さい。御協力宜しくお願い申し上げます。

（面会基準）

1. 面会時間：平日、土日、祝日の13時～17時まで。
2. 面会人数と年齢：2名まで（小学校以下は不許可、3名以上は入れ替え）
3. 面会の回数：原則は1日1回程度まで
4. 病棟滞在時間は原則15分以内
5. 面会希望者の健康状態は良好であること
（発熱、鼻汁、咽頭痛等の感染徴候ある方の面会は許可できません）
6. 新型コロナウイルス感染・濃厚接触者との最近（過去1週間）の接触がないこと
7. 面会后1週間以内に新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は速やかに並木病院入院病棟に御連絡頂けることをお約束頂けること
8. 感染防止対策として以下を遵守すること
マスクの着用、アルコールによる手指消毒、病棟内での飲食は禁止（マスクを外さないこと）。可能な限り面会を受ける患者へのマスク着用
9. その他：病院側・主治医が特別に面会の必要性を認めた場合は、上記1-8を満たさなくても面会を許可する場合があります。

(面会の手順)

1. 面会基準の内容をご確認頂き遵守することをお約束下さい。約束できない場合は面会を許可できません。
2. 約束できる場合は正面入り口受付で面会の手続き（氏名・来訪日時・連絡先が必須）と面会チェック票を記入して下さい。
3. 面会チェック票を提示後「面会許可証」の交付を受けて下さい。
4. マスクは必ず隙間からの息漏れがないように装着して下さい。また、面会前後で必ず、アルコールによる手指消毒を行ってください。
5. 面会時には患者と一定の距離（できれば1m）を確保し、面会者の手指や飛沫等が患者の目、鼻、口に触れないように留意して下さい。
6. 面会時には可能な限り換気を行ってください。また、多床室の場合はカーテンを閉めて面会して下さい。可能な限り面会を受ける患者にもマスクの着用を要請して下さい。
7. 面会者は病棟内での大声での会話や飲食を控えて下さい。トイレは外来トイレをご使用下さい。
8. 面会時間 15 分以内を遵守して下さい。

令和5年6月1日

並木病院長

赤津拓彦